(新) 作業規程の準則(平成28年3月31日一部改正版)

(2) 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

環閉合差及び重複する基線ベクトルの較差の許容範囲

区分		許容範囲	備考
基線ベクトルの	水平 (△N、△E)	20 mm \sqrt{N}	N : 辺数
環閉合差	高さ (<i>d U</i>)	30 mm \sqrt{N}	ΔN : 水平面の南北 <mark>成分</mark> の閉合差又は較差
重複する基線べ	水平 (<i>A N</i> 、 <i>A E</i>)	20mm	$\Delta E:$ 水平面の東西 <mark>成分</mark> の閉合差又は較差
クトルの較差	高さ (<i>ΔU</i>)	30mm	ΔU : 高さ <mark>成分</mark> の閉合差又は較差

ロ 電子基準点のみを既知点とする場合の観測

- (1) 点検計算に使用する既知点の経度と緯度及び楕円体高は、今期座標とする。
- (2) 観測値の点検は、次の方法により行うものとする。

(i)電子基準点間の結合の計算は、最少辺数の路線について行う。ただし、辺数が同じ場合は路線長が最短のものについて行う。

- (ii) 全ての電子基準点は、1つ以上の点検路線で結合させるものとする。
- __(iii) 結合の計算に含まれないセッションについては、イ(1)の(i)又は(ii)によるものとする。
- (3) 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。
- (i) 電子基準点間の閉合差の許容範囲

	分	許容範囲	備 考
結合多角	水平 (ΔN、Δ E)	$60\text{mm} + 20\text{mm} \sqrt{N}$	N : 辺数 <i>AN</i> : 水平面の南北 <mark>成分</mark> の閉合差
又は単路線	高さ (<i>ΔU</i>)	$150 \text{mm} + 30 \text{mm} \sqrt{N}$	$\Delta E:$ 水平面の東西 <mark>成分</mark> の閉合差 $\Delta U:$ 高さ <mark>成分</mark> の閉合差

- (ii) 環閉合差及び重複する基線ベクトルの較差の許容範囲は、イ (2) の 気でを準用する。
- 2 点検計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

(旧) 作業規程の準則(平成25年3月29日一部改正版)

ロ 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。

(1) 環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

区分		許容範囲	備考
基線ベクトルの	水平 (ΔN、ΔE)	20 mm \sqrt{N}	N : 辺数
環閉合差	高さ (<i>d U</i>)	30 mm \sqrt{N}	△N:水平面の南北 <mark>方向</mark> の閉合差又は較差
重複する基線べ	水平 (ΔN、ΔE)	20mm	$\Delta E:$ 水平面の東西 <u>方向</u> の閉合差又は較差
クトルの較差	高さ (<i>ΔU</i>)	30mm	ΔU : 高さ <mark>方向</mark> の閉合差又は較差

成分 方向

赤線を追加しました。

(2) 電子基準点のみの場合の許容範囲

Z	分	許容範囲	備考
結合多角	水平 (Δ N、 Δ E)	$60\text{mm} + 20\text{mm} \sqrt{N}$	N : 辺数 <i>AN</i> : 水平面の南北 <u>方向</u> の閉合差
又は単路線	高さ (<i>ΔU</i>)	$150 \text{mm} + 30 \text{mm} \sqrt{N}$	$\Delta E:$ 水平面の東西 <u>方向</u> の閉合差 $\Delta U:$ 高さ <u>方向</u> の閉合差

(新規)

成分方向赤線を追加しました。

成分 方向

赤線を追加しました。

成分 方向 赤線を追加しました。